

相続・遺言によるご寄附

岡山大学では、「相続によるご寄附」「遺言によるご寄附」を受け賜っております。

引き継がれた財産や、ご自身が築き上げられた財産での社会貢献をお考えの際は、岡山大学へご寄附いただくことで、将来を担う学生や若手研究者の育成の支援に繋がります。

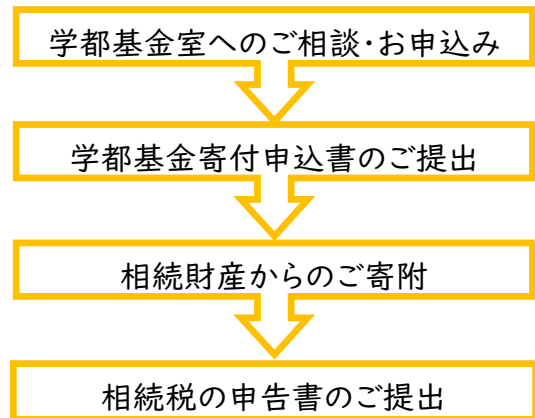
<相続財産からのご寄附>

故人の生前の思いを汲み、ご遺族の意思により、相続された財産から岡山大学への寄附を受け賜っております。

相続税の特例（優遇措置）について

相続税の申告期限までに相続財産からご寄附いただいた場合、その寄附額は相続税の対象外となる特例があります。

（租税特別措置法第70条）



*手続きは、被相続人がお亡くなりになった翌日から10ヶ月以内に行ってください。

<遺言によるご寄附（遺贈）>

遺贈とは、遺言によりご自身の財産を特定の人や団体に無償で譲ることをいいます。

遺言書を作成される場合は、法律上の要件を満たす必要があります。また、ご遺志を確実に執り行うためには専門的知識が必要な手続きも多いため、専門家（弁護士、司法書士、金融機関など）へのご相談やご依頼をお勧めします。

お手続きに際しまして

岡山大学では、本学への遺言による寄附（遺贈）をお考えの方のために、豊富な経験・高い専門性を有する金融機関と提携しております。

提携金融機関で遺言作成等に関してのご相談を行ったうえで、遺言による寄附（遺贈）をご検討いただけます。

□中国銀行（☎086-223-3111） ※お近くの中国銀行各店舗へお問い合わせください。
<https://www.chugin.co.jp>

□三井住友信託銀行岡山支店（☎0120-335-278/086-231-2121）
<https://www.smtb.jp/>

※金融機関との契約に際しましては、それぞれの手数料・報酬が必要となります。



岡山大学では、設立時の地域の皆さまの熱意と支援の「ご恩」を次世代に繋げていくこと、教育研究・社会貢献を通じて世界と地域に新たな価値を創造することが「Pay it Forward」（恩送り）と考えております。

後輩のため、人材育成のため、社会への貢献など、未来へつなげる思いを、岡山大学に託していただけませんか。